

## 総合教育会議の運営について

### 第1 会議の招集手続き

#### 1 会議の招集等

- ・総合教育会議は市長が招集し、その協議題は市長が決定する。
- ・教育委員会は、市長に対し総合教育会議の招集を求めることができる。
- ・市長は総合教育会議を招集するときは、会議を開く日の1週間前の日までに構成員等に通知するものとする。
- ・市長は会議の招集を構成員等に通知したときは、すみやかにその旨を市役所別館1階にある「審議会等の開催案内板」に掲示するとともに、市ホームページに掲載することにより市民に周知するものとする。

#### 2 協議題の提示及び決定方法

- ・市長は総合教育会議を招集するに当たっては、その協議題を構成員等に明らかにするものとする。
- ・市長は総合教育会議の協議題を決定しようとするときは、事務局をしてあらかじめ教育委員会と協議させるものとする。

### 第2 会議の公開等

#### 1 会議の公開

- ・総合教育会議は、傍聴を許可することにより公開する。
- ・傍聴の手続きや傍聴者の遵守事項等については、市議会傍聴規則に準じたものとする。
- ・市長は傍聴者を会議の会場に収容できないと考えるときは、傍聴者の人数を制限することができる。
- ・総合教育会議に提出された資料は、会議が開かれている間に限り傍聴者の閲覧に供する。

#### 2 議事録

- ・総合教育会議の議事録は、協議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとする。
- ・事務局は、総合教育会議の議事録を会議後速やかに作成し、構成員の確認を受けるものとする。
- ・構成員の確認を受けた議事録は、行政資料コーナーへの配架、市ホームページに掲載の方法により一般の閲覧に供するものとする。

#### 3 非公開とする議題

- ・市長は、総合教育会議の議題に枚方市情報公開条例第6条各号に該当する情報が含まれる場合は、総合教育会議を公開しないことができる。
- ・市長は、非公開とした議題に係る総合教育会議の議事録を、一般の閲覧に供しないものとするができる。

### 第3 会議の事務局等

#### 1 事務局

- ・総合教育会議の事務局は、教育総務課とする。

#### 2 出席者

- ・総合教育会議のオブザーバーとして副市長、説明員として教育次長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、政策企画部長が出席する。
- ・その他、市長が必要と認める職員を説明員として出席させることができる。